

山口県報

平成22年
4月13日
(火曜日)

目 次

告示	解除予定保安林(周防大島町)(森林整備課)
公告	包括外部監査契約の締結(監査委員事務局)
公告	土地改良区の合併の認可(農村整備課)
公告	県営伊陸西部地区経営体育成基盤整備事業(第四換地区)の換地処分(農村整備課)
公告	県営長門地区中山間地域総合整備事業(桃の木換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)
雑報	山口都市計画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
雑報	県報の正誤(平成二十二年四月二日監査公表第三号)
山口県告示第七十八号	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。
	平成二十二年四月十三日
	山口県知事	二 井 関 成
一	解除予定保安林の所在場所	
	大島郡周防大島町大字棕野字西ノ奥六四の三(国有林)	
二	保安林として指定された目的	

三
土砂の流出の防備
解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第七十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十二年四月十三日

山口県知事 二 井 関 成

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
平成二十二年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本報酬の額に執務日数及び実費を考慮して算定した額を加算する方法
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
小田 正幸 周南市代々木通二丁目二番地
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
各月ごとの概算払

(一〇七) 土地改良区の合併の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定に基づき、土地改良区の合併を次のとおり認可しました。

平成二十二年四月十三日

山口県知事 二 井 関 成

- 一 合併により設立する土地改良区
山陽土地改良区
- 二 合併により解散する土地改良区
厚狭秋山土地改良区
厚狭郡山陽町永安台沖開作土地改良区

増生土地改良区
厚狭郡山陽町赤川土地改良区
三 合併認可の年月日
平成二十二年四月一日

(二〇八) 県営伊陸西部地区経営体育成基盤整備事業(第四換地区)の換地処分
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
県営伊陸西部地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第四換地区の換地処分を次のと
おり行いました。

平成二十二年四月十三日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分の年月日

平成二十二年四月五日

二 換地処分の内容

県営伊陸西部地区経営体育成基盤整備事業(第四換地区)換地計画書に記載された
換地計画のとおり

(二〇九) 県営長門地区中山間地域総合整備事業(桃の木換地区)換地計画書の縦覧
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
県営長門地区中山間地域総合整備事業の施行に係る桃の木換地区の換地計画を定めたの
で、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧
に供します。

平成二十二年四月十三日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営長門地区中山間地域総合整備事業(桃の木換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年四月十四日から同年五月六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

平成二十二年四月十三日印刷
平成二十二年四月十三日発行

発行所 山口県庁
山口県知事

(一一〇) 山口都市計画土地画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用す
る同法第二十条第一項の規定による山口都市計画土地画整理事業の変更に係る同法第
十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項におい
て準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供
します。

平成二十二年四月十三日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画土地画整理事業若宮町土地画整理事業

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



正誤

平成二十二年四月二日監査公表第三号

ページ	一〇
誤	
財団法人山口県文化振興財団	平成21年2月2日 秋野 哲 範
財団法人山口県文化振興財団	平成22年2月2日 秋野 哲 範